

(様式3)

	契 約 係 用
○	業 者 用

令和5年度

単 価 契 約 仕 様 書

名 称 \_\_\_\_\_  
                  消火器点検・充填

令和4年度単契リスト \_\_\_\_\_  
                  2 3 9 - 1 ~ 2

特定隨契の場合  
その業者名 \_\_\_\_\_

要求課 \_\_\_\_\_  
                  車両課

(外線 8 9 1 - 3 2 2 3)  
担当者 \_\_\_\_\_ 飯岡 秀歳 (内線 8 4 7 9)

# 仕様書

## 1 適用範囲

本仕様書は、札幌市交通局各施設及び地下鉄車両、工作車等に設置されている消火器の点検及び充填業務に適用する。

## 2 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

## 3 業務対象及び予定数量

品名	内容	対象消火器	予定数量
各種消火器 外観点検	消火器の外観点検	小型（50型未満）点検済証付	4,438本
		大型（50型以上）点検済証付	388本
		自動車及び車両用 点検済証付	802本
各種消火器 機能点検	消火器の内部及び 機能点検 <u>※放射試験を実施した 消火器は粉末薬剤を充 填して納品すること。</u>	4型（放射試験なし）	186本
		4型（放射試験あり）	89本
		6型（放射試験なし）	92本
		6型（放射試験あり）	64本
		10型（放射試験なし）	16本
		10型（放射試験あり）	9本
		20型（放射試験なし）	1本

## 4 業務内容

消防法第17条の三に基づき消火器の点検を実施するものである。

受託者は、別表「作業基準」に基づき実施することとし、外観点検に合格したものについては、点検済表示制度に基づく点検済証を所定の位置に添付すること。

機能点検を実施した消火器は、委託者が指定する場所に納品すること。なお、機能点検のうち放射試験を実施した消火器については、粉末薬剤を充填して納品すること。

## 5 履行場所、履行時期及び請求先

別紙1のとおり

## 6 業務実施時間

9時00分から17時00分まで（地下鉄駅及び付属施設は営業時間内）とし、この時間帯以外に実施する場合は委託者と協議すること。

## 7 支払方法

受託者は指定した業務完了後に完了届を提出し、委託者が行う完了検査に合格した後に支払い手続きを行う。

## **8 法令遵守（コンプライアンス）の徹底**

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

## **9 札幌市環境マネジメントシステムの運用協力**

受託者は、作業を従事する者に札幌市「環境方針」を周知させ、環境配慮に対する取り組みについて理解させるとともに、札幌市環境マネジメントシステムに準じて環境負荷の低減に配慮しながら業務を遂行すること。

## **10 疑義の解釈**

本仕様書に明記されていない事項及び疑義のある事項については、委託者と十分協議すること。

## **11 その他**

- (1) 受託者は、業務完了後に「業務完了届」を提出するとともに、委託者の求めに応じ、実施計画書、報告書等の書類を提出すること。
- (2) 施設内で使用する電気、水道等は委託者の負担とし、本業務に必要な工具・消耗品等の経費は受託者の負担とする。

別表

設置状況		設置場所・設置間隔・適応性・表示及び標識
外観点検	本体容器	消火薬剤の漏れ、変形、損傷、著しい腐蝕等がないこと
	安全栓の封	損傷、脱落等がなく、確実に取り付けられていること
	安全栓	安全栓が付いている事、変形、損傷等がなく、確実に装着されていること
	使用済の表示装置	変形、損傷、脱落等がなく、作動していないこと
	押金具及び・レバー等の操作装置	変形、損傷等がなく、確実にセットされていること
	キャップ	強度上支障がある変形、損傷等がなく、容器に緊結されていること
	ホース	変形、損傷、老化、内部につまり等がなく、容器に緊結されていること
	ノズル・ホーン・ノズル栓	変形、損傷、老化、つまり等がなく、ホースに緊結されていること ノズル栓が外れてないこと、ホーン握りが脱落してないこと
	指示圧力計	変形、損傷等がなく、指示圧力値が緑色範囲内にあること
	圧力調整器	変形、損傷等がないこと
	安全弁	変形、損傷等がなく、緊結されていること
	保持装置	変形、損傷、著しい腐食等がなく、容易に取り外しができること
内部及び機能点検	車輪（車載式）	変形、損傷等が無く円滑に回転すること
	ガス導入管（車載式）	変形、損傷等がなく、緊結されていること
	本体容器及び内筒等	腐食、防錆材料の脱落等がないこと
		内筒及び内筒ふた、内筒封板に変形、損傷、腐食、漏れ等がないこと
		液面表示
	消火薬剤	液面表示が明確なこと
		変色、腐敗、沈殿物、汚れ等がなく、粉末消火薬剤にあっては、固化していないこと 所定量あること
	加圧用ガス容器	
	カッター及び押金具	変形、損傷、著しい腐食がなく、封板に損傷がないこと 加圧用ガスが所定量あること
		変形、損傷等がなく、円滑かつ確実に作動すること
	ホース	ホース及びホース接続部につまり等がないこと
	開閉式ノズル及び切替式ノズル	ノズルの開閉又は切替操作が円滑かつ確実に作動すること
	指示圧力計	円滑に作動すること
	使用済みの表示装置	円滑に作動すること
	圧力調整器	指針の作動が円滑であり、圧力調整値が緑色範囲内であること
	安全弁及び減圧孔	変形、損傷、つまり等がなく、排圧栓は確実に作動すること
	粉上がり防止用封板	変形、損傷等がなく、確実に取り付けられていること
	パッキン	変形、損傷、老化等がないこと
	サイレン管及びガス導入管	変形、損傷、つまり等がなく、取付部の緩みがないこと
	ろ過網	損傷、腐食、つまり等がないこと
	放射能力	放射状態が正常であること (放射後、粉末薬剤を充填すること)

詳細な点検方法は、「消防用設備等の点検要領の一部改正について」(平成 22 年 12 月 22 日付消防予第 557 号) に準拠する。

## 履行場所、履行時期及び請求先

場所	住所	実施時期	請求先
指令所	厚別区大谷地東4丁目		高速電車部指令所 (TEL011-894-8440)
各駅及び付属施設 (バスターミナル含む)	別紙2のとおり		高速電車部運輸課 (TEL011-232-1776)
車両基地（地下鉄車両および工作車等を含む）	南 南区真駒内東町2丁目 1-1	年2回（6箇月ごと）とし、詳細は委託者の請求先ごとに協議する。	高速電車部車両課 真駒内検修係 (TEL011-582-1431)
	東 厚別区大谷地東6丁目 1-1		高速電車部車両課 大谷地検修係 (TEL011-891-3223)
	西 西区二十四軒1条4丁目 1-2		高速電車部車両課 二十四軒検修係 (TEL011-643-3011)
東豊線栄町検車線	東区北4 6条東1 5丁目 3-1		高速電車部車両課 二十四軒検修係 (TEL011-643-3011)
変電所、受電所、自家発棟及び各駅電気室	別紙3のとおり		高速電車部電気課 (TEL011-896-2731)
その他札幌市交通局所管施設	別途指定する。 (札幌市内)		別途指定する。

※請求先は主なものであり、同じ履行場所でも発注部署により異なる場合がある。

## 消火器配置施設一覧

※庁舎移転が予定されている箇所については、点検前に最新の状況を確認して下さい

駅名	所在地	備考
麻生駅	(北) 北40条西5丁目	
北34条駅	(北) 北33条西4丁目	バスターミナル含む
北24条駅	(北) 北23条西4丁目	定期券発売所含む
北18条駅	(北) 北18条西4丁目	
北12条駅	(北) 北12条西4丁目	
南北線さっぽろ駅	(中) 北4条西4丁目	
東豊線さっぽろ駅	(中) 北4条西2丁目	
すすきの駅	(中) 南4条西4丁目	
中島公園駅	(中) 南9条西4丁目	
幌平橋駅	(中) 南15条西4丁目	
中の島駅	(豊) 中の島2条1丁目	
平岸駅	(豊) 平岸2条7丁目	
南平岸駅	(豊) 平岸4条13丁目	
澄川駅	(南) 澄川4条2丁目	
自衛隊前駅	(南) 澄川4条7丁目	
南北線乗務庁舎(旧)	(中) 大通西2丁目	※R5年10月頃に庁舎移転予定
南北線乗務庁舎(新)	(南) 真駒内東町1丁目1(予定)	
真駒内駅	(南) 真駒内17	定期券発売所含む
宮の沢駅	(西) 宮の沢1条1丁目	定期券発売所含む
発寒南駅	(西) 西町北7丁目	バスターミナル含む
琴似駅	(西) 琴似1条5丁目	定期券発売所、琴似パトス含む
二十四軒駅	(西) 二十四軒1条4丁目	二十四軒ターミナルビル含む
西28丁目駅	(中) 北4条西28丁目	バスターミナル含む
円山公園駅	(中) 南1条西25丁目	バスターミナル含む
西18丁目駅	(中) 大通西18丁目	
西11丁目駅	(中) 大通西11丁目	
大通駅(南)	(中) 大通西4丁目	交通事業振興公社、案内センター含む
大通駅(東)	(中) 大通西2丁目	定期券発売所、忘れ物センター含む
バスセンター前駅	(中) 南1条東4丁目	
菊水駅	(白) 菊水3条2丁目	
東札幌駅	(白) 東札幌2条2丁目	
白石駅	(白) 東札幌2条6丁目	定期券発売所含む
南郷7丁目駅	(白) 南郷通7丁目	バスターミナル含む
南郷13丁目駅	(白) 南郷通13丁目	
南郷18丁目駅	(白) 南郷通18丁目	
大谷地駅	(厚) 大谷地東2丁目	
ひばりが丘駅	(厚) 厚別南1丁目	
東西線乗務庁舎	(厚) 厚別南1丁目	※R5年5月頃に新さっぽろ駅構内へ仮移転予定
新さっぽろ駅	(厚) 厚別中央2条5丁目	定期券発売所含む
栄町駅	(東) 北42条東15丁目	
新道東駅	(東) 北34条東15丁目	バスターミナル含む
元町駅	(東) 北24条東15丁目	
環状通東駅	(東) 北15条東15丁目	バスターミナル、定期券発売所含む
東区役所駅	(東) 北13条東8丁目	バスターミナル含む
北13条東駅	(東) 北13条東2丁目	
大通駅(運輸課)	(中) 大通西2丁目	
豊水すすきの駅	(中) 南6条西2丁目	
東豊線乗務庁舎(旧)	(中) 南6条西2丁目	※R5年12月頃に庁舎移転予定
東豊線乗務庁舎(新)	(中) 大通西2丁目	旧南北線乗務庁舎と同箇所
学園前駅	(豊) 豊平6条6丁目	
豊平公園駅	(豊) 豊平5条13丁目	
美園駅	(豊) 美園7条7丁目	
月寒中央駅	(豊) 月寒中央通7丁目	
福住駅	(豊) 月寒東1条13丁目	定期券発売所含む

## 消防器配置施設一覧

## 1 南北線電気室他

名 称	所 在 地	備 考
真駒内駅	南区真駒内 17番地	
南車両基地	南区真駒内東町2丁目	
自衛隊前駅	南区澄川4条7丁目	
澄川駅	南区澄川4条2丁目	
南平岸駅	豊平区平岸4条13丁目	
平岸駅	豊平区平岸2条7丁目	
中の島駅	豊平区中の島2条1丁目	
幌平橋駅	中央区南15条西4丁目	
中島公園駅	中央区南9条西4丁目	
すすきの駅	中央区南4条西4丁目	
大通駅	中央区大通西4丁目	
さっぽろ駅	中央区北4条西4丁目	
北12条駅	北区北12条西4丁目	
北18条駅	北区北18条西4丁目	
北24条駅	北区北23条西4丁目	
北34条駅	北区北33条西4丁目	
麻生駅	北区北40条西5丁目	

## 2 東西線電気室他

名 称	所 在 地	備 考
宮の沢駅	西区宮の沢1条1丁目	
発寒南駅	西区西町北7丁目	
琴似駅	西区琴似1条4丁目	
二十四軒駅	西区二十四軒1条4丁目	
西28丁目駅	中央区北4条西28丁目	
円山公園駅	中央区南1条西25丁目	
西18丁目駅	中央区大通西18丁目	
西11丁目駅	中央区大通西11丁目	
大通駅	中央区大通西2丁目	
バスセンター前駅	中央区南1条東4丁目	
菊水駅	白石区菊水3条2丁目	
東札幌駅	白石区東札幌2条2丁目	
白石駅	白石区東札幌2条6丁目	
南郷7丁目駅	白石区南郷通7丁目南	
南郷13丁目駅	白石区南郷通13丁目南	
南郷18丁目駅	白石区南郷通18丁目南	
大谷地駅	厚別区大谷地東2丁目	
ひばりが丘駅	厚別区厚別南1丁目	
新さっぽろ駅	厚別区厚別中央2条5丁目	

### 3 東豊線電気室他

名 称	所 在 地	備 考
栄町駅	東区北4 2条東1 5丁目	
新道東駅	東区北3 4条東1 5丁目	
元町駅	東区北2 4条東1 5丁目	
環状通東駅	東区北1 5条東1 5丁目	
東区役所前駅	東区北1 3条東8 丁目	
北1 3条東駅	東区北1 3条東2 丁目	
さっぽろ駅	中央区北4 条西2 丁目	
大通駅	中央区大通西2 丁目	
豊水すすきの駅	中央区南6 条西2 丁目	
学園前駅	豊平区豊平6 条6 丁目	
豊平公園駅	豊平区豊平5 条1 3 丁目	
美園駅	豊平区美園7 条7 丁目	
月寒中央駅	豊平区月寒中央通7 丁目	
福住駅	豊平区月寒東1 条1 3 丁目	
西車両基地	西区二十四軒1 条4 丁目	
指令所	厚別区大谷地東4 丁目	

### 4 南北線変電所他

名 称	所 在 地	備 考
真駒内変電所	南区真駒内1 7番地	
澄川変電所	南区澄川4 条1 丁目2 - 8	
澄川受電所	豊平区平岸3 条1 8 丁目8 6 1 - 3 - 6	
中の島変電所	豊平区中の島1 条1 丁目6 - 1 4	
大通変電所	中央区大通西4 丁目	
鉄北変電所	北区北1 0条西4 丁目1 - 1 0	
幌北変電所	北区北2 3条西4 丁目1 - 1	
麻生変電所	北区麻生町6 丁目8 3 4 - 4 2	

### 5 東西線変電所他

名 称	所 在 地	備 考
宮の沢変電所	西区発寒6 条1 1 丁目6 9 8 - 1 4 1	
琴似変電所	西区二十四軒1 条4 丁目	
南大通変電所	中央区南1 条西1 0 丁目1 - 1 3 9	
東札幌変電所	白石区菊水3 条5 丁目8 - 3	
南郷変電所	白石区南郷通7 丁目南5 - 2 9	
大谷地変電所	厚別区大谷地東2 丁目5 - 1	
東車両基地	厚別区大谷地東6 丁目1 - 1	
新さっぽろ変電所	厚別区厚別中央2 条6 丁目4 - 2 0	

### 6 東豊線変電所他

名 称	所 在 地	備 考
栄町変電所	東区北4 6条東1 5丁目	
光星変電所	東区北1 3条東1 4丁目	
すすきの変電所	中央区南6 条西1 丁目	
月寒変電所	豊平区月寒東1 条8 丁目2 8 7 - 1 0	

# 環境方針

## 1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市「環境首都・SAPP<sub>U</sub>RO」」の実現を目指してまいります。

## 2 基本的 方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局

## 消火器点検・充填 積算書